



©山口県

【発行】やまぐち食の安心・安全推進協議会  
(事務局)山口県環境生活部生活衛生課  
753-8501 山口市滝町1-1  
TEL:083-933-2974/FAX:083-933-3079  
E-mail:a15300@pref.yamaguchi.lg.jp



## 輸入食品の安全性について



厚生労働省では、**食品衛生法**に基づき、毎年度、輸入食品監視指導計画を策定し、**輸入食品の安全性確保対策**を講じています

計画では、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施するため、①～③を定めて実施しています

- ① 輸出国における安全対策 ② 水際(輸入時)での対策 ③ 国内での対策

1

輸出国対策



輸入者

輸出国政府

輸出国における安全対策

- 日本の規制に合った生産・製造・加工等の管理
- 証明書の発給
- 輸出前検査の実施 等



2

輸入時対策

輸入者の  
義務

輸入届出

- 対象：販売又は営業上使用することを目的として輸入する食品、添加物、器具又は容器包装、乳幼児用おもちゃ
- 頻度：輸入の都度

厚生労働省 検疫所

届出の審査

1. 届出内容の確認

- 対象：すべての届出
- 内容：食品衛生法の規格基準等への適合を審査

2. 検査での確認

- 対象：必要に応じて
- 内容：1を実施後、違反の可能性に応じて検査の実施を指導

廃棄・積戻し、食用外転用 不合格

合格

国内流通

モニタリング検査

輸入食品監視指導計画に基づき、年度ごとに計画的に実施する検査

- ✓ 日本で認められていない添加物が含まれていないか等を確認



違反発見

輸入時検査の強化等

3

国内対策

都道府県等

収去検査

都道府県等監視指導計画に基づき、必要に応じて実施する検査

違反発見

当該食品の廃棄・回収等の措置を徹底



# 令和8年度 山口県食の安心モニターを募集します！



山口県では、日常の購買活動等を通じて**食品表示**や**衛生管理**などをモニタリングしていただく「山口県食の安心モニター」を募集します

こんな方におすすめ！

- ✓ 食品の表示を勉強したい！
- ✓ 食の安心・安全に興味がある！



特別な資格や経験は  
**必要ありません！**

研修会等で、必要な知識を得ることができます



## 活動の流れ

### 委嘱状の交付・研修会

- 必要な知識の習得



### モニタリング

- 日常の購買活動で、食品の表示や衛生管理等をチェック
- 不適切な食品の取扱い等を通報等



### 県への報告等

- 活動状況を県に報告(年4回)
- 県の取組への提言



## 応募資格

県内にお住まいの**満18歳以上**の方

※委嘱期間中(委嘱日から令和8年度まで)、活動できる方をお願いしています

## 応募方法

### ■ 申込書の提出

応募申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市又は消費者行政担当課あて、提出

※応募用紙は、山口県生活衛生課、県民局、健康福祉センター、市町消費者行政担当課に用意してあります(県HPからも入手可能)

### ■ 電子申請

やまぐち電子申請サービスで必要事項を送信

## 応募期間

令和8年3月6日(金)~4月3日(金)

お申込み

スマートフォンでの  
お申し込みはこちら

電子申請



詳細の確認等は県HPをご覧ください

検索 食の安心モニター

お問い合わせ先

山口県生活衛生課  
食の安心・安全推進班

TEL: 083-933-2974

FAX: 083-933-3079

E-mail: a15300@pref.yamaguchi.lg.jp

「やまぐち食の安心・安全情報誌」

バックナンバーはこちら！



食の安心・安全に関する  
情報を各種SNSで発信中です！



< X >



< Instagram >